

平成26年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成26年9月25日  
午前10時15分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員（1名）

4番 吉野俊明

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤惠三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

---

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日 程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を  
求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める  
意見書について
- 追加日程 3. 研修会への参加派遣について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前 10 時 15 分 開議 )

○議長 (中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けています。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1 番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長 (宮崎和彦君) それでは、去る 9 月 11 日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、付託議案及び継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案についてを議題といたしました。

1 番、法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例について、法隆寺 1 丁目の一部、法隆寺 2 丁目の一部の 24.9ha の地域の新築・増築・改築・移転・大規模修繕・模様替えまたは用途の変更をすることができる建築物の種類、床面積の上限、適用区域等を定めることの条例であると説明されました。

委員より、今回の緩和地域外の条例の適用について、道路の関係、交通量、安全対策について、条例改正後の風致とまちなみについて、地域住民に対する周知、住民の意見等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

満場一致で可決されました。

次に、継続審査 1. 都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請についての説明報告を受けました。

委員より、集中浄化槽地域について、下水道接続促進の方法について、高安西から業平橋の下水道管について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に 2 番、都市計画道路の整備促進についてを議題といたしました。

いかるがパークウェイの東詰交差点の車の誘導について、公民館利用者に対しての告知について、説明報告をされました。

委員より、道路延長後の交差点見直しについて、交差点工事の必要性について、国道

25号線から法隆寺線へ流入可能となった時点の交差点の形態について、今後の実態調査について、法隆寺線の仮設道路から、国道部分への出入口について、公民館の利用、住民の道路利用について、質疑、意見等があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、3番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業について、駅北口から南北の町道312号線、5号線の整備について、説明報告されました。

委員より、歩道の進入止めポールについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題といたしました。

1番目として、大和川遊水地整備計画について、説明報告されました。

委員より、関係各位の説明会及び資料について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目、斑鳩町高塚団地について、説明報告されました。

委員より、通路と水道について、交渉について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、説明報告されました。

委員より、残地について、今後の斑鳩町の歩道計画について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

4番目として、県道天理斑鳩線の整備について、説明報告されました。

5番目として、太子ロマン斑鳩の里観月祭について、説明報告されました。

質疑、意見等はありませんでした。

その次に、その他について、質疑、意見なく終わりました。

なお、閉会中における委員会の所管事務調査として、先進地視察の計画のとおり実施したいと思いますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただけるようよろしくお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の9月16日火曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1、付託議案について議題といたしました。

その1、議案第26号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、議案書に基づき説明を受けました。

委員からは、保育の実施基準第2条の1号から8号まで、あてはまるものに対して証明書が必要となるのかどうか、また、求職活動の証明のあり方について、さらに、虐待を受ける子どもの保育所から帰ったあとの問題について、また、就学前児童の定義について、また、同時在園の3歳未満児の保育料の減額となる540万円の財源についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

2番目に、議案第27号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案書に基づき説明を受けました。

委員からは特段の質疑はなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

3つめとして、議案第29号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明を受けました。

委員からは、1つとして、平成29年に県下統一に向けての繰上充用している累積赤字の問題について、2つとして、医療費の増加に対する対策と見通しについて、3つとして、国保における介護納付金と後期高齢者支援金の赤字についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がなされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

4つめとして、議案第30号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案書に基づいて歳入歳出それぞれの補正について説明がされました。

委員からは特段の質疑・意見もなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

5つとして、議案第31号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明がされまし

た。

これについても、委員からは特段の質疑もなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2点目の継続審査についてを議題といたしました。

その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを理事者から報告を受けました。

これについては、ポイ捨て禁止キャンペーンについて基本的な実施計画がまとまり、マナー向上啓発活動としてドライバー、また同乗者に対して行うこととし、県道、国道でキャンペーンを展開することを資料に基づいて説明がされました。

委員からは、議員が自由に参加して3コースあるので片寄らないように対処するよう要望があり、議長とも相談をして、議員皆さんに参加していただけるようにしていきたいということで取りまとめをいたしました。また、今後も、ポイ捨て禁止については、委員会としても、自治会連合会との懇談会での要望から始まったことでもあり、今後も、近隣の動向など調査することなど取り組むことといたしました。

以上、一定の審査をしたということで、終わりました。

3つ目には、各課報告事項についてを議題といたしました。

その1、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管に関することについて報告を受けました。

それに対して、繰越明許費となっている税番号制のマイナンバーにかかわるパソコンのソフトの改修の国の補助金についての質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、4番目のその他について、委員皆さんからの質疑・意見をお受けしたところ、1つとしては、敬老会の来賓の紹介の仕方について、2つとしては、保育料改定の際の保育所運営委員会への説明についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がなされております。

続いて、閉会中の継続審査についての手続きを確認して終わりました。

以上が、開会中に行いました委員会の概要です。詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いをして、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、9月17日に、本会議より付託を受けました議案等を審査するため総務常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず、9月定例会の付議議案について。（1）議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、条例要旨に基づき説明があり、委員からの質疑として、改正による影響額や徴収コスト等についての質疑に対し、理事者より一定の答弁がなされた後、本案については賛否両論でありましたので、採決を行った結果、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、補正予算書に基づき詳細な説明を受けた後、委員からの質疑として、学校照明設備のLED化に伴う財源措置と費用対効果についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、（3）議案第32号 財産の無償譲渡について、社会福祉法人和光会による保育所の整備に伴う建物の無償譲渡についての説明を受けました。

委員からの質疑として、1つ、土地の無償貸付について、契約締結時期や契約更新時における町の考え方について、2つとして、本庁舎と北庁舎の管理状況について、3つとして、北庁舎内の組合室の今後について、4つとして、耐用年数後の管理について、5つとして、返還時の建物の状態について等の質疑があり、理事者より答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

以上が、9月定例会の付議予定議案に関する審査の結果であります。

続いて、継続審査について、（1）議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査を行いました。

本案につきましては修正動議が提出され、各委員より多岐にわたるご意見があり、消防団員をふやしていこうということでは皆おなじ意見ではありましたが、年齢制限の撤廃による影響と効果についての意見がわかれたため、当委員会として取りまとめを行った結果、修正案につきましては、賛否同数でありましたので委員長採決により否決となり、原案につきましては、3対2の賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、（2）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題として審査を行いました。

理事者から、1つとして、斑鳩町文化財活用センターの運営に関して、秋期特別展な

どのイベントについての報告、2つとして、中宮寺史跡の整備について、現在行われている整備工事の進捗状況について、3つとして、都市文化交流協定を結んでいる小田原市との交流事業について。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要であります。

次に、各課報告事項について、1つとして、町民プールの利用状況について、2つとして、災害時における物資供給等に関する協定については、市民生活協同組合ならコープと協定を締結することについての報告でした。3つとして、都市計画道路法隆寺線整備に伴う中央公民館の工事について。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に、その他について各委員から質疑・ご意見等をお受けしたところ、委員から、1つとして、大字龍田財産区を継続審査として審議してはどうかとご提案がありましたが、当委員会として議論した結果、継続審査としないことに決しました。2つとして、公共施設等総合管理計画について、3つとして、庁舎の夏季閉庁についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中における総務常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4．決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

8番、小野委員長。

○決算審査特別委員長（小野隆雄君） 去る9月8日、9日、10日の3日間にわたり、本会議から付託を受けました認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計決算の認定についてほか5件の各特別会計の決算の認定及び奈良県広域消防組合の設立に伴い3月31日付けで解散をいたしました平成25年度の西和消防組合の一般会計の決算の認定について審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず最初に、議員必携に基づき決算の意義の考え方及び決算審査の着眼点を委員皆さんと再確認いたしました。

議事に入り、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けました。議員皆さんも既に読まれています平成25年度決算審査意見書等を踏まえ、約30分間にわたり詳細なご報告をいただきました。このご報告についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要については、先の監査結果報告及びあとの

理事者からの説明と重複いたしますので、審査の合理化を図るため説明書を省略したい旨をお諮りいたしましたところ、異議なく説明を省略し、資料2の一般会計及び各特別会計の決算概要について質疑をお受けしたところ、ありませんでした。

続いて、健全化判断比率報告及び一般会計歳入全般について説明を受け、その後、一般会計歳出及び各特別会計ごと、また、西和消防組合の一般会計それぞれの説明を受けた後、質疑を行って審査を進めました。

当委員会のそれぞれの認定事案を審査するにあたり、委員から数多くの活発な質疑・意見等がありましたが、本日の報告ではその内容を省略させていただきますので、ぜひとも会議録をごらんいただきたいと思います。

審査の結果としましては、認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。認定第5号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての5議案は満場一致で認定すべきものと決しました。認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上が、3日間の審査の概要と結果であります。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案については、総務常任委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、修正案は否決、原案は賛成多数で可決すべきものと決しましたが、嶋田議員ほか1名から、お手元に配布いたしております修正動議が提出されております。したがって、これを本案と合わせ一括議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

7番、嶋田議員

○7番（嶋田善行君） 修正動議の議案書を朗読させていただきます。

## 議案第 20 号

斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

平成 26 年 9 月 25 日

提出者 斑鳩町議会議員 嶋田 善行  
小野 隆雄

それでは、提出提案説明をさせていただきます。

私は、議案第 20 号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する修正動議を提出します。

今回の条例改正は、本町消防団への積極的な加入を促進することにより、消防団の活動の充実強化を図ることを目的として、1 つに、任用時における年齢の上限、45 歳未満の要件を撤廃しようとするものですが、ただ単に消防団員の員数をふやすだけなら本改正案で納得します。しかし、本改正案の目的である消防団員の活動の充実強化を図るには、少なくともそれなりの気力と体力の 2 つの要素が必要になってきます。気力があっても体力がついていけない、また、その逆の場合でも、本改正案の目的を達することはできません。

また、現団員とかけ離れた高齢の方が新入団員として入ってこられることは、組織運営上の問題が生じることも考えられます。

これらのことを考慮するならば、入団の上限年齢を無制限にすることは、改正目的に対して無責任であると考えます。

私は、本改正案の趣旨には賛同しております。

平成 12 年以降の消防団長の退任時の年齢は 61 歳から 72 歳であり、平均年齢は約 65 歳であることや、45 歳から 50 歳代で地域防災力の一翼を担おうと決意された方、60 歳で定年を迎えられた方がこれから地域社会に貢献しようと思える機会を念頭に、これらを総合的に勘案した結果、上限年齢を 65 歳未満としても改正の目的である消防団の活動の充実強化は図られると考えます。

また、上限年齢無制限により派生するであろうリスクの軽減にもなります。

したがって、お手元に配付しております修正案のとおり、その一部を修正し、他は原案のとおりとするこの動議を提出いたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 提出者の方にはないんですが、採決をするに当たって判断させていただくのに、理事者側に1点、確認をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

この議案第20号を提出するに当たって、消防団という組織の意思確認はされたんでしょうか。もしか、されたとしたら、どういう場でされたのか、また消防団という組織ではどういう認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今回の条例改正を上程させていただくに当たりまして、以前から消防団のほうからですね、入団したいという方があるんですけども45歳を超えておられるということで入団ができないと、お断りをしたという、昨年度そういう経緯がございました。

また、国からも、国の消防長のほうからも入団の年齢の上限を撤廃するよというふうな要請も来ておりましたことから、今現状、消防団員が減っているという現状の中で、団員の安定的な確保をしていくということから、4月28日に消防団本団の役員会を開催いたしまして、この中で、入団の年齢上限の撤廃と在勤者の入団を認めるということについてお諮りをさせていただきました。その中で、本団の役員会の中で賛意を得ましたので、今回の上程、6月に上程をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、同僚議員の質問の中でね、総務部長が答弁をされている、そのことについてちょっとお聞きしたいんですがね、国ははっきりと撤廃せよと、そういう指示をしているんですか。年齢制限をしてある自治体、町ですね、自治体は年齢制限を緩和せよと、そのようなことで言ってきているように私は思うんですが、その点、どうなんですか。

今ははっきりと、撤廃せよというようなことをね、国が指導してきていると。私は合点がいけないんですね、そういうことに対してね。国が関与するということ自体がわからないし、年齢制限を撤廃した、私もこの修正案に賛成の意見を言いますけどね、撤廃せよというようなね。

そうしたら、その撤廃をせよというような根拠はどういうことであつたのかね、お示

し願いたいなと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これにつきましては、平成17年度に国の消防庁のほうから、入団時の年齢の上限を撤廃をなささいという、いわば要請ですね、要請が来ております。

あわせて、定年を設けておられるところについても、定年を撤廃をなささいという、これは要請が来ているということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 17年にその要請があったと。そうしたところ、その時点で今のような条例改正は出しておられませんよね。出す必要がなかったんだと思います。

今、どういう状態を出す必要があったのか。例えば、入団を希望されている方が何歳代か、そういうことがあるので撤廃というようにね、されたのか。いや、無制限にもう撤廃をするのか。国のほうの要請に基づいてやるのか。

17年、今は何年かな。今は26年ですね。だから、なぜ今こういう条例改正を出されたんですか。その時点でなぜ出さなかったんですか。その点も含めてお答えください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 先ほど17年ということでも申しあげましたが、その後においても何度かそういった文書は出ております。

今回この条例の要旨の中にも書かせていただいておりますけど、昨年12月に、この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これも施行されております。その中でも、その年齢について、まあ平成17年に出ておりますので、それを受けて、今回もこの法律の中で年齢の上限については撤廃をなささいよというような内容も盛り込まれておりますので、それを受けて。それとあと、消防団からのそういった年齢のこともございました、先ほど申しあげました、答弁させていただきましたような年齢のこともございましたので、それとあわせて今回条例を改正を上程させていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は、なぜ国が、17年度ですか、そういうことを行ったときには何もしなくて、今、そういう条例改正をしなければいけないという事態が起きているんでしょう。それをはっきりと皆さんに言ってください。でないと、私らが修正案を出していくその意味が通じないんです。はっきりと言ってください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これも先ほど申しあげましたように、45歳という年齢の上限を設けておりますので、昨年度、45歳を超えておられる方が入団の希望をされたという中でお断りしたという状況がございます。そういったことがございましたので、また国からもこういった要請がございますので、それを受けて消防団本団ともご相談をさせていただいて、賛意を得たので今回の条例を上程させていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 議員皆さんがね、判断するポイントのことですよ。

45歳の制限があったら、今、入団希望者を受け入れられないと、条例ですからね。今、入団希望をされている方は何歳なんですか。その年齢をはっきり言ってください。でないと、今、修正動議を出している65歳にとめておこうと、その議論が成り立たないんです。だから、何歳の方が現在希望されているんですか。入団をしようとしているんですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ちょっと今、年齢、はっきりとはあれですけど、40代後半ということで私は聞いております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 条例を改正する、その条例が45歳、45歳の制限があるからこの強化していくということにできないと、入団者がいてると。今、40代後半ということだね。

そうしたら、何も撤廃する必要までいく必要ないだろうということをおは言いたいの、はっきりと40代後半と、そういう希望者がおられるので、その制限を緩和するために条例改正を出されていると私は理解しておりますので、その点も皆さん、議員の皆さんもちょっと理解してもらっておきたい。だからそういうことははっきりとね、皆さんに説明せんないかんとお思います。

総務常任委員会に私もおりますけどね、そのときは50代の人とか何かわけのわからんようなことを言うてますよ。だから、その人を入団してもらえるように制限を。撤廃ということは全ての年齢の方に入ってもらえるということになるんです。その点をしっかりと説明してもらっておきたいと、そのように思ったので、食い下がっておりました。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の議員の意見を求めます。

○議長(中西和夫君) 5番、伴議員

○5番(伴吉晴君) 議案第20号 斑鳩町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成、修正案に反対する立場から意見を申し上げます。

初めに、消防団は地域防災の中核として不可欠な存在であります。

しかしながら、近年の社会環境の変化から、消防団員数の減少などさまざまな課題に直面しており、地域防災力をさらに確保するには、消防団員の加入の促進が最も重要なことでもあります。

今回、この条例の一部改正では、任用要件を拡大し、町内に在勤する者を任用可能とし、年齢の上限を撤廃することにより、消防団への加入を促進し、消防団活動の充実強化を図ろうとするものであります。

これまで、当町消防団への任用にかかる年齢要件については45歳未満という上限が設けられておりましたが、中高年の方であっても、健康な体を保持し、厚い志があり、協調性を兼ね備え、消防団組織に十分対応できる方もおられます。また、多くの知識や経験を持った中高年の方が地域の各分野の振興に大きな役割を果たしておられ、地域住民からも大きな期待が寄せられているところであります。

以上のことから、議案第20号 斑鳩町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成、修正案に反対するものであります。議員皆さま方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長(中西和夫君) 次に、修正案に賛成の議員の意見を求めます。

8番、小野議員。

○8番(小野隆雄君) それでは、修正動議に賛成の立場で意見を申し上げます。

その前に、良識ある議員の皆さん、もういいかげんに受動的な姿勢を改めて、町政の中核たることを自覚し、その先頭に立つ気概を持って、真の議員としての職責を果たそうではありませんか。

昨年議会運営委員会では、あるべき議会像を求めて一議員の資質向上について一を協議事項として、継続審議を重ねてきました。

議会は、町などの執行機関に対して、その町の議事機関、意思決定機関として存在しております。そして、町長が提案した案件に対して、可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責であります。

また、条例案の審議に当たっては、その条例によってどんな効果をどれほど期待ができるかをただし、そしてよりよい、また、より適切な方法があるならば、議会が何よりも住民の代表機関であり、条例制定の最終決定権者であるとの自覚のもとに所定の手続によって原案を修正する必要があります。

修正案の提案理由にある、現団員とかけ離れた高齢の方が新入団員として入ってこられることは、組織運営上の問題が生じることとの認識は、まことに現役消防団副団長の的確な指摘であって、これは消防団にとっては最大のリスクであり、入団の上限年齢を無制限にすることは、消防団の活動の充実強化を図るという今回の改正目的に対して大変無責任であります。

また、町長も上程された6月議会の総務常任委員会で、「年齢を撤廃したから必ず消防団員がふえるということはありません」と、このように発言されております。

さらに、先の総務常任委員会で、原案に賛成する立場の委員も、上限をどの年齢にするのがいいのか非常に難しい、また、年齢の上限を撤廃されている市町村においても、これまで特に問題はないということです、あえて年齢の上限を設ける必要はないと発言されております。

これは、修正案に対して全く消極的な反対の表現であります。

私は、委員会の質疑の中で、今、年齢の上限を設けていない近隣の町は条例改正で年齢上限を撤廃したのか、または条例制定当初から設けていなかったのかとただしたところ、条例制定当初から設けていないとの答弁でした。

当初から入団の上限年齢を制定していない条例と、条例改正の目的に対して無責任に入団の上限年齢を撤廃するという条例改正を比較することは、条例審議の基本から逸脱した行為だと言わざるを得ません。

理事者側はいろいろな事案審議でも常に議会とご相談の上対処していきまうと言っております。実際、総務常任委員会でも上、限をどの年齢にするのがいいのか非常に難しいとも発言を繰り返しておられます。だからこそ、修正案では、その上限年齢をデータに基づき65歳が現時点では妥当であると理論立てて提案しております。

また、6月の消防運営委員会でも、清水正夫団長は、上限年齢を無制限にすれば、組織運営上に問題が生じる可能性があると言われておりました。

しかし、そのあと、何らかの働きかけにより、そのことについては撤回されております。

また、一部の議員にもいろいろな方面から、意味なく原案に賛成するよう無責任な要請があると聞いておりますが、この条例改正の本質を再度整理され、この上限年齢を撤廃することは消防団にとってリスクであることを確認していただき、町長と議会の円満さをはかるために一種のなれ合い的感覚で町長の提出した条例改正案をうのみにするようなく、修正を行うことが議会の使命からいって本筋であることを再認識し、議員としての職責を果たしてもらいたい。

そして、この修正案こそ、改正の目的である消防団の活動の充実強化を図り、組織運営上の問題、リスクのない適切な改正案であることを申しあげ、無責任な圧力に屈することなく、議員としての的確な判断をお願いして、修正案に賛成の意見といたします。

議員皆さまの良識ある行動に期待しております。

以上です。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

まず、嶋田議員ほか1名から提出されました修正案について、採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第20号については、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第24号 法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

13番、里川議員

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

大都市偏重の自治体間格差をなくすということで、今回の地方税法の改正が行われました。その点については異論はございませんが、そのやり方の問題だと私は考えています。

自治体間の財政力格差を是正すること、これは国・地方間の税源配分を是正し、そして地方税財源を拡充するシステムを確立して行うべきであると考えます。

今回の自治体間格差是正は、低所得者ほど負担が重くなる消費税というものを増税して、これを地方財政の主要財源として定着させようという、そういう考え方によるものです。こういう点につきましては、私は賛成をすることはできません。

また、今回、軽自動車等の税率が見直されております。

これは、国内の自動車販売台数が伸び悩む中で、自動車業界の要求に基づいて自動車取得税の軽減をするための代替財源として行われたという経過がございますが、小型自動車、軽自動車、また二輪車、こういうものについては非常に需要が伸びてきております。

なぜ需要が伸びているか。これらは、現役を退き年金生活となった方々もふえてきている中で、現役のときには大きい車に乗っていても軽自動車に乗りかえる。そしてまた、高齢になって年金生活者でも足腰が弱くなって遠いところまで行けない、お医者さんに行ったりするのに車のほうが便利だ、斑鳩町の道は狭いので軽自動車が便利だ、また、若い人たちでも正職員として正社員として働けない、パートに従事しておられる、臨時職員として、派遣社員として働いておられる若者。こういった低所得者の方々がこういう軽自動車を選択して軽自動車を購入したり譲ってもらったりいろいろしている、だからふえてきていると私は思っております。

そしてまた、農業を行うものにつきましては、軽トラックは不可欠です。そして、その軽トラックも、採算の取れない農業を斑鳩町でも頑張ってもらっているご家庭はたくさんございます。そういう苦しい中で農業を頑張っている方たち、そしてまた

個人でいろいろな営業をしている方たちが頑張っていて頑張っていて大変な中努力をしている、そのために必要な車、こういうものについて安易に税率を改正されて値上げをしていくということについては、私は問題があるというふうに考えております。

驚くことに、原付の50cc以下であればいきなり2倍という数字が上がっております。大抵、これ全部、税率を出しました。1.67、1.5、1.48、税率ばらばらです。ちょっとばらばらになっていますが、原付は2倍です、いきなり。学生さんも、交通費がかかる、大学生、高校生、交通費がかかる。白石畑の子どもさんなんかも原付で学校へ通っておられた、そういう条件がある中で、原付をいきなり2倍という、この考え方もわかりません。

私は、これらのやり方については、とても生活をしていく皆さん方にとって、消費税増税とともに、こういう生活のかかった車、軽自動車、二輪車などについての増税となることについては、到底賛成できるものでないというふうに考えております。

議員皆さまにもそういうところをぜひ、そういう生活者、低所得者の生活をご認識いただきまして、どうかご賛同いただけますようお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） では、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの町税条例の改正は、地方に係る国の関係法律が本年4月に施行されたことから、町税条例の規定を整備されるものでございます。

その内容は、本年10月以降に適用となるものについて所要の改正を行うものであり、法人町民税、法人税割と軽自動車税の税率の見直しについての改正されるものになっております。

これは、地域間の税源の偏在性を是正するものであり、消費税率の引き上げにより不交付団体の財源超価額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大するため、偏在是正のための処置が必要なことから、国においては、地方消費税の充実により生ずる地方交付税交付団体と不交付団体の財政力格差について、地方消費税の増収の範囲内で偏在性の大きい法人税の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることにより地方団体間の財源力格差の縮小を図るものであります。

また、軽自動車税率の見直しは、自動車関連税制における車体課税の不均衡の是正と

地方財源の確保を図られるものであり、近年の軽自動車の大型化や、また、高性能化が進む中で、軽自動車と小型自動車との差は縮まっており、負担の公平性の観点から負担水準の適正化を図られるものと考えます。

以上のことから、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきましては賛成するものでございます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第25号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第26号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第27号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第30号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第31号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第32号 財産の無償譲渡についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、平成25年度については、予算審査の段階で修正案を提案し、予算編成に対する改善を求めてきました。大きくは学童保育の時間延長と中学3年生の30人学級編制を実現し、そのために必要な財源を捻出するための事業の見直しを行うというのですが、この点については、決算の段階でも予算執行の中でこうした改善は見られず、基本的に同年度の決算に対しても反対の立場であります。

さらに、決算審査をする中で気になった点について幾つか申し上げたいと思います。

まず1点目は、衛生費の中で出てくる補償の関係ですが、この間、予算や決算審査の中で、今後町財政がますます厳しくなる中で、補償については町として一定基準を決めるなどして、補償として支出する費用について整理をしていくべきではないかという議論がなされてきました。

今回の決算審査特別委員会では、町長から、補償の交渉は相手があることなのでなかなか難しい問題だという見解が示されました。確かに覚書も交わしており、一方的に町のほうから補償を打ち切ったりするというやり方はできないし、議会のほうからもそんなやり方は求めていません。

しかし、衛生処理場については既に廃止をしており、今後はもともとから約束していた分の残りを補償として執行していくもので、以前にも担当課長のほうから残りの補償を行っていくのに必要な金額についても概算が示されていたと思います。

鳩水園や火葬場についてはまだこれからも必要な施設であり、建物がある限り補償も続いていくものだと考えますが、町長の答弁ではそれら全てを一くくりにして、補償は永遠に続いていくものだとの認識を示されたのには非常に驚きました。

これまで予算や決算の委員会でしてきた議論をきちんと理解していただいていないように感じます。もっと1つ1つの補償について整理をしていくという認識を持っていただきたいと強く感じました。この問題は簡単に進展が見られる問題ではないだけに、1つ1つを丁寧に分析し、整理をしていくという姿勢が必要だと考えます。

次に、太陽光パネルの設置補助についてですが、平成25年度では1件5万円の補助を100件分見込んで予算が立てられ、執行は85件とのことでした。さらに、3月に駆け込みの申請があった場合の対応として、平成26年度は50件分の予算を計上し、担当課で確認をしますと、8月末時点で20件の申請が上がっているとのことです。実

質的に平成25年度で見込んでいた100件の件数を越え、105件の申請がされており、町として助成制度を設置した効果というのが大きくあらわれていると思います。

この太陽光発電というのは、今のエネルギー事情から考えると、今後も広く普及していかなくてはならないものでありますが、先日、6月議会であったかと思いますが、担当の厚生常任委員会の中で、町は、国が制度を廃止したことに伴い町も助成制度を廃止するという方向性を示していましたが、奈良県下でも自治体独自で助成制度を継続しているところもあり、そうした自治体がどのようにして独自で太陽光パネルの設置確認をしているかなど他の自治体の取り組みを研究していただき、私はこの制度はぜひ町として今後も積極的に取り組んでいていただきたいと思いますので、強く要望しておきたいと思います。

次に、飼い猫の不妊手術費助成についてです。

決算審査の中で、昨年度より実績が大きく減っていることから質疑がありましたが、助成件数については波があるとのことでした。私も担当課のほうで確認をしますと、平成20年度では61件、21年度で49件、22年度で28件、23年度で35件、24年度で45件、25年度で29件と、確かに波はあるものの、全体の推移としては、助成の件数は減少傾向にあるのかなと感じます。

ただ、猫を飼っている飼い主の方から、猫は1年に2回子どもを生み、一度に4匹から5匹生まれるので、年に1回、1匹だけの助成では対処し切れないとの声を聞いており、助成件数が減ってきているようなら、飼い主1人当たりに対する助成回数をふやすことも検討すれば、野良猫を減らすという点でより効果が得られるのではないかというふうに考えます。

委員会の議論の中で、野良猫の対策として地域猫活動をされている住民団体の取り組みが報告され、町として今後の動向を見て、今後の対策を検討するとのことですので、そのこととあわせて今後の制度のあり方について研究、検討をしていただきますよう要望をしておきます。

次に、県人権保育研究集会の参加費として8,000円が執行されています。

この問題については、冒頭に申しあげました先の予算修正案でも触れていますが、その研究集会の中身に問題があるとこれまでから指摘してきたように、この研修会で出される資料には、部落解放運動は差別されている大衆の要求を中心に団結して戦うという集団主義の思想に基づく運動であり、子どもたちを、集団主義の思想を身につけた運動の担い手に育てなければならないとか、部落解放を目指す生き方を身につけた子どもに

育てるために、幼い時代から生活と労働を結合させた意図的な取り組みが必要で、子どもたちを明確な階級意識を持った組織的、集団的に働く労働者に育てるといった趣旨が書かれており、一定のイデオロギーを子どもたちに教え込むことを目的としています。

こうした研究集会に公費で職員を参加させることについては大きな問題があると考えます。

以前に町長は、総務部門で計上されていた予算は廃止したが、他の団体へのつき合いもあるので、この費用は削れないという趣旨の答弁をされていたかと思いますが、問題の捉え方が間違っていると思います。

研究集会に職員が参加したことにより、こうした考え方が斑鳩町の保育園に持ち込まれるようなことにもなり兼ねません。私は、人権問題を考えるための研修に職員を参加させるのであれば、きちっと中身を精査して実施するべきだと考え、この点については厳しく指摘をしておきたいと思います。

最後に、いかるがバイパス、パークウェイは、住民合意を基本とし、県道から東側については計画の見直しを求めます。

以上、少し細かなことも申しあげましたが、基本的には、予算の段階で修正案を提出し、指摘した問題が改善されていないことが主な反対理由ですが、そのほかにも申しあげた点につきましても検討し、改善を図っていただきますようお願いをいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 認定第4号 平成25年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申しあげます。

先ほど、反対者の議員がいろいろと意見を述べられましたが、私も問題視する施策は複数あります。

しかし、少子高齢化の進行、行政ニーズの多様化などの中にあって、未熟児訪問や妊婦歯周疾患検診、育成医療費の給付、自治会防犯灯のLED化の補助などの諸施策の推進に取り組まれたことを評価します。

決算審査結果報告で監査委員は、可能な限り財源の確保に努めつつ、事業の効果を見きわめ、より効果の高い事業へ見直すなど、町の歳入規模に見合った歳出を効果的に行うことが重要であると述べられています。

今後、厳しさを増す財政状況の中にあって、行政サービスの維持、向上を図るには、

高齢者福祉や子育て支援を含めた施策の選択と集中や受益と負担についての検討が必ず必要になってきます。

町行政はこれらの施策を議会に提示していただき、当初予算案も含め、まず原案ありきではなく、審議を深め、よりよい施策にするよう、議会も行政も意識の改革が必要であることを提言し、私の賛成意見といたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第4号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成25年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申しあげます。

この25年度の西和消防の決算審査については、平成25年度末をもって西和消防組合が解散となったことにより、今回イレギュラー的に発生したものです。打ち切り決算ということで通常とは異なった締め方となっており、よくわからない点もありましたが、審査をする中で問題だと感じた点について申しあげます。

まず、基金の取り崩しについてです。

当初予算で7,450万円の基金からの繰り入れが計上されており、そして、補正予算で4億7,309万9千円が増額補正されております。

この補正の部分については、解散が決まってから残っている基金を各町に負担率に基づいて返還されたものですが、当初予算で計上されている7,450万円については、各町の負担金を抑えるために取り崩しを行ったとのことでした。この時点でおかしいな

というふうに思ったのですが、通常、財政を運営していくのに、明確な目的がない限り基金を取り崩すというやり方はしないと思います。現に、斑鳩町でも、中長期の展望をもって極力基金は取り崩さずに予算編成をされています。

また、この基金は、消防のデジタル化の移行に対応するため5億円を超える基金を積み立ててきたものです。それがなぜ、消防の広域化がまだ決まっていない、結論が出ていない年度当初の段階で、7,450万円もの基金を取り崩して各町の負担金を引き下げることになったのか、不思議で仕方がありません。しかも、こうして各町の負担金を引き下げるといふ説明は、消防広域化の議論をしているときには我々に一切説明もありませんでした。

この基金の取り崩しによって、平成25年度では西和消防の基準財政需要額に対する分担金率は60%から61%となっており、私は消防の広域化には反対の立場でしたが、広域化された後も負担はふえない、広域消防の基準財政需要額に対する西和消防の負担金率はこの60%から61%で推移するし、各町の分担金はふえないというふうに思っていました。実際には、今年度の予算で計上されている斑鳩町の分担金は上がっていました。

また、本来であれば、この25年度に新たに消防職員を採用する予定であったものが採用されず、今年度に退職者を超える採用をされているとのことでした。何でそんなことになったのかについても、明確な説明はありませんでした。

こうした一連の流れを見ると、当初予算の段階から消防の広域化ありきで予算の執行がされていると考えざるを得ません。既に執行されてしまったものなので、今さら言ってももとは戻せませんが、私はこうした点で、この決算認定には問題があると感じています。

また、総括質疑でも述べましたが、そもそも広域消防に移行し、全体の予算がない中で、各町の経費負担が今後どうなっていくのか、さらに西和消防の特別会計の予算もまだ出ておらず、実質収支で1億748万4,000円の黒字が出ていますが、未払金約2,800万円を払ったとしても、8,000万円近くのお金がそのまま特別会計に繰り越しとなります。本来でしたら、その黒字分も各町に返還するべきではないかというふうにも考えます。

こうした西和消防組合から広域消防組合へ移行する中で、今後の財政運営や各町の経費負担についても明確な根拠が示されておらず、住民からも納得が得られるとは思いません。

以上の点から、平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については賛成できないということを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申しあげさせていただきます。

平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算につきましては、打ち切り決算後の出納閉鎖期間終了後の平成25年度の未収金、未払金を差し引きすると、8,165万7,833円の黒字決算となっております。

また、西和消防組合の財政調整基金の積立金は、本年3月31日に構成7町へ適切に金額返還されておりますとともに、平成25年度の剰余金につきましても、奈良県広域消防組合の西和消防特別会計に再計上され、今後の西和消防の運営にかかわる自賄いによる費用に対応させるということであります。

監査委員の意見書にもありましたように、当該決算及び基金の運営状況を示す書類はいずれも係数的に正確であり、内容につきましても正当なものであると認められていますので、決算につきましては賛成するものであります。

平成25年度に限り、西和消防を構成する7町の議会で決算の認定を行うこととなりましたが、今後、奈良県広域消防組合におかれましては、広域化によるスケールメリットを十分生かしながら、町民の生命・身体・財産を守るために今まで以上に消防・救急業務を充実していただき、効率的な行財政運営に努めていただくよう要望し、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第10号については、賛成多数で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、追加日程2. 発議第6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書についてを日程に追加し、日程の

順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第5号、追加日程2. 発議第6号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、木澤議員

○14番(木澤正男君) それではまず、議案書を朗読いたします。

発議第5号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

表記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年9月25日提出

議会議員 里川宜志子

木澤 正男

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しており、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス患者感染者給付金等の支給に関する特別措置法」で確認されているように、国の法的責任は明確です。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を期しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手

帳)の対象とされているものの、現在の制度では、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、政府におかれては、下記事項を実現するよう強く要望します。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上で、提案説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中西和夫君) 本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号については、満場一致をもって可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、追加日程2. 発議第6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、里川議員

○13番(里川宜志子君) それでは、発議第6号につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第 6 号

陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書について

表記について、地方自治法第 112 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 26 年 9 月 25 日提出

議会議員 木澤 正男

里川宜志子

意見書の文を読み上げさせていただきます、提案説明にかえさせていただきます。

陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書

奈良県は、国に対し陸上自衛隊駐屯地の配置要望を平成 27 年政府予算要望の第 1 に上げています。その理由として、

- (1) 奈良県は全国唯一陸上自衛隊がない県
- (2) 国道強靱化・南海トラフ巨大地震等対応のため。津波被害のない奈良県に陸上自衛隊の駐屯地が是非必要
- (3) ヘリポートを併設した駐屯地により、大規模災害時に迅速な自衛隊部隊の展開が可能

としています。

しかし、自衛隊法第 3 条は「自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」とされており、災害時の出動を主たる任務とはしていません。とりわけ安倍内閣が憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使容認を閣議決定して以来、自衛隊の性格が、専守防衛から本格的な軍隊に変わろうとしている時期であり慎重に対応する必要があります。中期防衛力整備計画でも陸上自衛隊にティルト・ローター機（オスプレイ）17機の導入、水陸両用車52両など本格的な敵地への強襲上陸を可能にする部隊の再編、更に弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の保有につながる規定を盛り込んでいます。

五條市に自衛隊を誘致する事は、海外での戦争にあらたな出撃基地を建設することになり、攻撃対象にされる危険があります。更に陸上自衛隊の駐屯地が米軍の演習拠点として使用される危険があります。すでに全国158箇所の基地のうち88箇所では日米の合同で使用されています。県は「ヘリポートはヘリコプターの実質訓練の場として活用が可能」と国に要望していますが、これでは紀伊半島の山岳一体がオスプレイの危険

な軍事訓練場とされる危険があります。

また、経済効果を期待する意見もありますが、2年前にできた徳島県阿南市では、自衛隊基地建設は県外大手業者に委ねられ、固定資産税は入らない、周辺対策は地元負担、自衛隊員の日常の買い物は寄宿舍が基地の中にありほとんど効果がないとのことでした。

奈良県を含む中部第3師団には23箇所の基地及び4箇所の分屯地がすでに存在し、大型輸送ヘリコプターなら八尾駐屯地から10分で奈良県に到着が可能です。紀伊半島大水害のときも出動依頼から4時間で部隊が十津川に来ています。ヘリコプターは、雨がやんだ9月6日に初めて到着しています。災害救援体制の強化、防災力向上のためであるなら消防力の強化こそ求められます。

よって、県におかれましては、国に対する陸上自衛隊の駐屯地の配置要望を取りやめるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

奈良県斑鳩町議会

以上、提案説明とさせていただきます。

議員皆さまには、ご理解よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 発議第6号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 発議第6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書に対し、反対の立場から意見を申しあげます。

奈良県の南部地域は全国有数の豪雨地帯であり、平成23年9月の紀伊半島における集中豪雨により、大規模な土砂の崩落による道路崩壊、河川の増水による橋梁の崩落などの災害が発生し、甚大な被害が発生したところです。

また、今後30年以内の地震の発生確率は、東南海地震で70%、南海地震で60%とされており、これらの地震による甚大な被害が予想されるとともに、斜面災害等による道路の通行止めを原因とする孤立化が懸念されております。

今後、こうした災害による被害の発生が危惧される中、東日本大震災や紀伊半島大水

害に対し、自衛隊においては機動的な救助活動や被災者の生活支援などさまざまな救援活動を迅速かつ的確に遂行されたところであり、自衛隊駐屯地の存在は災害への強固な備えとして奈良県議会が県民に大きな安心をもたらすものとして国へ意見書を提出されたところでもあります。

奈良県は全国で唯一、陸上自衛隊のない県であり、自衛隊駐屯地につきましては、私といたしましても住民の生命・財産を守っていくためにはぜひとも必要な施設であると考えますことから、陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書に対し反対するものであります。

議員の皆さま方の賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第6号 陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

意見書にもありますように、この間、奈良県は五條市に自衛隊の駐屯地を誘致しようと積極的に配置要望を上げています。

その第一の理由に災害対策を挙げていますが、意見書にもありますが、自衛隊の主たる任務は我が国を防衛することであり、災害時の出動を主たる任務にはしていません。災害時の対応、対策を強化しようと思えば、地域の消防力こそ強化すべきだと考えます。

しかし、奈良県では、平成25年度末をもって消防を広域化し、奈良市と生駒市を除く県下全市町村が加入する広域消防組合を設立しました。その中で、今でも足りていない消防職員をさらに減らす計画が今後進められようとしています。

今後発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模で同時多発的な災害に対しては、地域の消防力を強化することこそが一番の対策だと考えますが、その点から見ても奈良県のやろうとしていることは矛盾していると考えます。

また、五條市議会でも陸上自衛隊誘致に関する決議が上がっていますが、それによりますと、新たな自主財源の模索や財政基盤の強化など、経済面で期待をするような内容になっています。しかし、徳島県の阿南市で駐屯地ができたところの状況を調べますと、固定資産税は入ってこない、周辺対策は全て自治体の負担、基地の建設は県外の大手建設会社、また、基地の中に宿舎があつて、日常のものは内部で全て調達し、それも防衛省の出入りの大きなところだけで、地元への経済効果はほとんどないと言っていい状況が確認されています。

今回の誘致では、新井知事は、駐屯地よりも早くヘリポートの設置を求めており、これも災害時に役立つという理由を述べていますが、誘致を促進するためヘリコプターの実質訓練の場として活用が可能だとしており、オスプレイの軍事訓練場にされる危険があります。そうなれば、墜落を繰り返している危険なオスプレイが、この斑鳩町の上空を飛行することも考えられ、町民に危険が及ぶとともに、町民に不安を広げることにもつながります。

また、今、安倍内閣が集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、自衛隊が同盟国アメリカが行う戦争に参加し、海外で戦闘地域にまで行き、戦闘行為に巻き込まれ、戦闘行為を行う可能性が大きくなる中で、自衛隊のそうした活動により国内の米軍基地や自衛隊駐屯地までもが標的になることが現実問題として想定され、自衛隊を誘致することのリスクを考えれば、私は、自衛隊駐屯地がないことで得られるメリットのほうが大きいとも考えます。

以上の点から、私は陸上自衛隊駐屯地の配置要望の取りやめを求める意見書に賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第6号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程5．各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程6．議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いいたします。

続いて、日程8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 3 を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第 130 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 19 条の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認いたされました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成 26 年第 3 回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

本定例会では、法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例についてなど、初日に提出させていただきました 22 議案に、継続審査となっております斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを加えた 23 議案につきまして、議員皆さま方には去る 9 月 1 日の初日から、本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、全て原案どおり可決賜りまして、深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

さて、本定例会中に神戸で幼い子どもさんの痛ましい事件が発生し、残念ながら最悪の結果となりました。心からご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の心情を思うといたたまれない気持ちになり、また、人の世の無常をひしひしと感ずるところであります。

安全、安心には限りがありませんが、本町といたしましても精一杯取り組んでまいります。

終わりに、彼岸も過ぎ、朝夕は秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もありますので、議員皆さま方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申しあげまして、閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成26年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時58分 閉会 ）